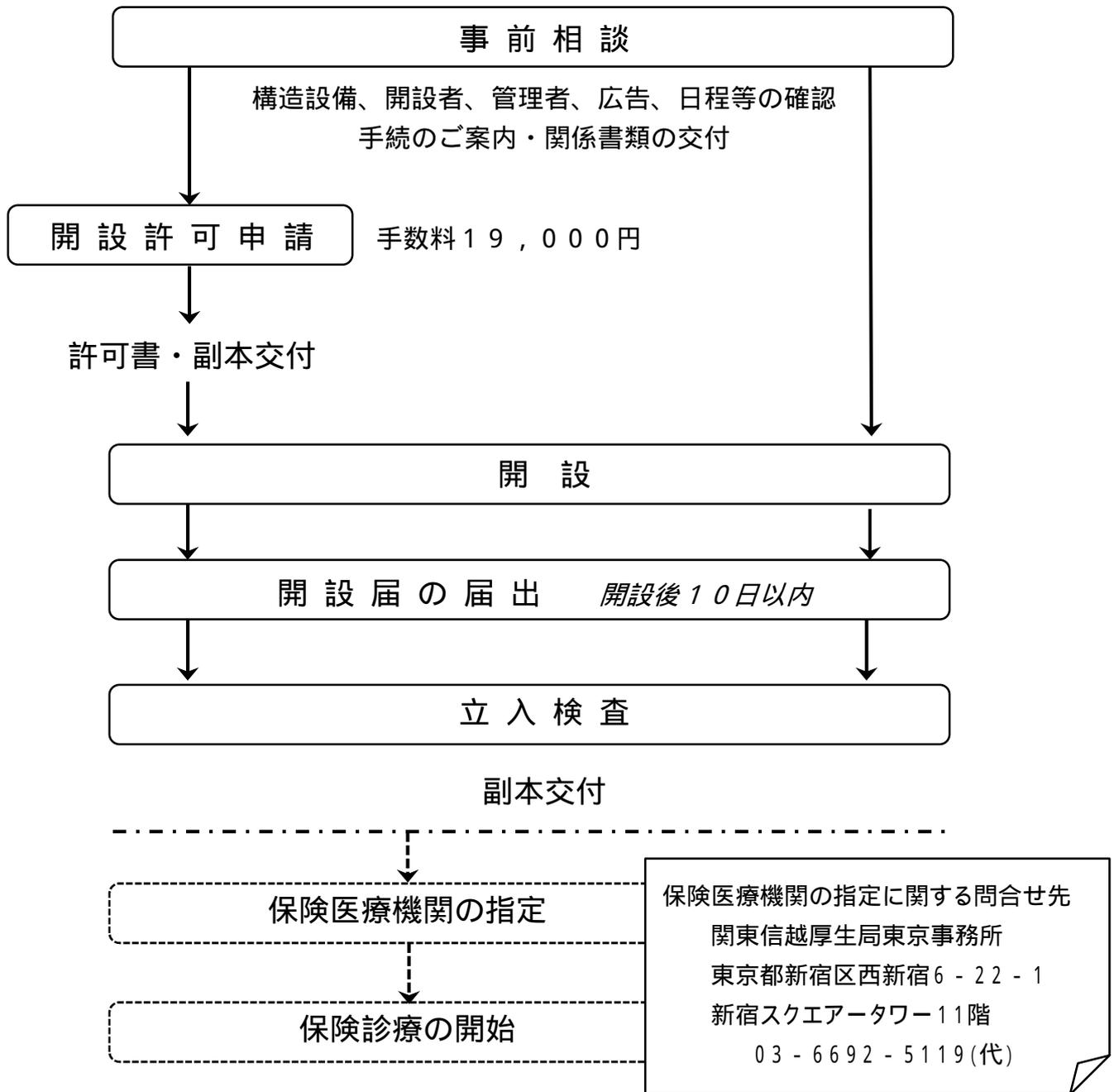


# 診療所・歯科診療所 開設手続のながれ

法人開設

個人開設



診療用エックス線装置を設置する場合は、診療用エックス線装置備付届の届出が必要です。医療法人の設立、変更等については、東京都（医療政策部医療安全課医療法人担当 03-5320-4426）へ事前相談し、必要な手続を行ってください。

病床を設ける場合は、東京都（医療政策部医療安全課医務担当 03-5320-4431）へ事前相談し、病床設置の手続を行ってください。また、診療所使用許可申請（手数料26,000円（自主検査の場合3,700円））が必要になります。

墨田区保健所生活衛生課